

## 学校における主権者教育に関連する近年の動きについて

平成27年6月

### 公職選挙法改正法成立

- ・選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる。

平成27年10月

### 通知「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（別添1参照）

- ・政治的教養の教育に関しては、政治的中立性確保を前提として、現実の政治的事象を扱い、模擬選挙等を積極的に実施すること
  - ・高等学校等の生徒の政治的活動等に関しては、必要かつ合理的な範囲内での制約を受けること
- などについて通知。

平成27年12月

### 副教材「私たちが拓く日本の未来」配付（別添2、3、冊子参照）

- ・文部科学省と総務省が連携して作成、全国の全ての高校生に配付。
- ・併せて、教師用指導資料を公民科を担当する教員等へ配付。
- ・政治や選挙等に関する学習について、特に高等学校第3学年に在籍する生徒に対し、学校における指導や教育委員会等における取組の充実を依頼。

平成28年3月

### 通知「公職選挙法の改正及び住所移転に伴う住民票の異動に係る周知啓発について」（別添4参照）

- ・進学や就職により住所の移転があった場合には、住民票の異動が必要であること等について、指導するよう依頼。

### 「主権者教育の推進に関する検討チーム（主査：義家副大臣）」中間まとめ（別添5参照）

- ・主権者教育の基本的な考え方や推進方策について検討するとともに、学校、家庭、地域における主権者教育の取組事例を周知。

## 平成28年6月

### 「主権者教育の推進に関する検討チーム（主査：義家副大臣）」最終まとめ（別添6参照）

- ・平成27年度の高校3年生以上の生徒等を対象に調査した実施状況によると、94%を超える学校で主権者教育を実施。また、副教材についても約85%の学校で使用している状況が見られた。
- ・発達段階に応じ、学校、家庭、地域が互いに連携・協力し、社会全体で多様な取組が実施できるよう各種推進方策を取りまとめ。

## 平成28年7月

### 参議院議員選挙

- ・選挙権年齢引き下げ後初めての国政選挙が実施。
- ・投票率は、全体で54.7%、20～24歳が33.2%のところ、18歳は51.3%、19歳は42.3%であった。

## 平成28年12月

### 中央教育審議会答申（別添7参照）

- ・新学習指導要領における主権者教育の充実及び「公共」の新設について提言。

## 平成29年3月

### 小・中学校学習指導要領改訂（別添8参照）

- ・例えば、小学校社会科で市町村による公共施設の整備、租税の役割、中学校社会科（歴史分野）で民主政治の来歴、同（公民的分野）で民主政治の推進と公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連等の観点から、主権者教育を充実。
- ・小学校は平成32年度、中学校は33年度からそれぞれ全面实施。

## 平成29年10月

### 衆議院議員選挙

- ・投票率は、全体で53.7%、20～24歳が30.7%のところ、18歳は47.9%、19歳は33.3%であった。

## 平成30年3月

### 高等学校学習指導要領改訂（別添8参照）

- ・現代の諸課題に関わる学習課題の解決に向け、自己と社会の関わりを踏まえ、社会に参画する主体として自立することや、他者と協働してよりよい社会を形成すること等を目指す必修科目として「公共」を新設するなど、主権者教育を充実。
- ・高等学校は平成34年度入学生から年次進行で実施。

(写)

27文科初第933号

平成27年10月29日

各都道府県教育委員会  
各指定都市教育委員会  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第  
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎

(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等  
の生徒による政治的活動等について (通知)

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

## 記

### 第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

### 第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるような留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

### 第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

#### 【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

#### 第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

#### 第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

(写)

事 務 連 絡

平成27年12月17日

各都道府県・指定都市教育委員会高校教育主管課  
各都道府県私立学校事務担当課  
附属高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む) 御中  
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課  
構造改革特区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

総務省自治行政局選挙部管理課

## 高校生に対する政治や選挙等に関する指導の充実について

政治や選挙等に関する指導については、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を、各高等学校(中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む)に配布させていただき、各学校において生徒に配布の上、指導を進めていただいているところです。このことについて、関係する取組例の情報提供の要望があったことも踏まえ、文部科学省として把握するなどした取組例を別添のとおりまとめましたので、これらも参考としつつ、学校及び教育委員会等において取組を進めていただくようお願いします。その中でも、特に高等学校第3学年に在籍する生徒については、残りの在籍期間も短いことから、例えば、学年集会で第3学年の生徒を一堂に集めて指導を行うことなども含め、確実に生徒が公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるよう取組をお願いします。

また、選挙管理委員会に対しては、総務省において、出前授業等の実施を支援する事業を行っているほか、教育現場での公職選挙法に関する説明や模擬選挙等の実施など学校と連携した取組を依頼しているところです。このことも踏まえ、学校及び教育委員会等におかれては、選挙管理委員会等との連携協力に御配慮くださるようお願いします。

については、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び所管の

学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県私立学校事務担当課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体学校教育事務担当課におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学法人附属学校事務担当課におかれては、その管下の学校に対して、御周知いただくようお願いいたします。

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係（川口、山村、新福、増田）

電話：03-5253-4111（内線2073）

E-mail：koyoiku@mext.go.jp

## 政治や選挙等に関する指導の充実に向けた取組の例

### (学校における取組)

- 学年集会で3年生を一堂に集め、公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるようにするため、高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」(8ページから19ページ)を活用しながら、同法や選挙の具体的な仕組みに関する指導を行う。その際、選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会等と連携し、講師の派遣を受け、その専門性を生かした指導を行う。
- 各学校において、政治や選挙等に関する指導のリーダーの任命を含め、学校として取組を推進するための体制を整える。
- 各学校において、入学から卒業までを見通した系統的な政治や選挙等に関する指導の計画を作成する。

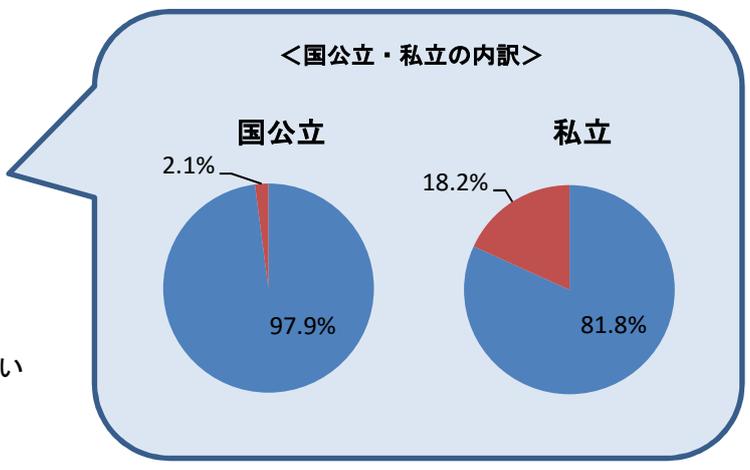
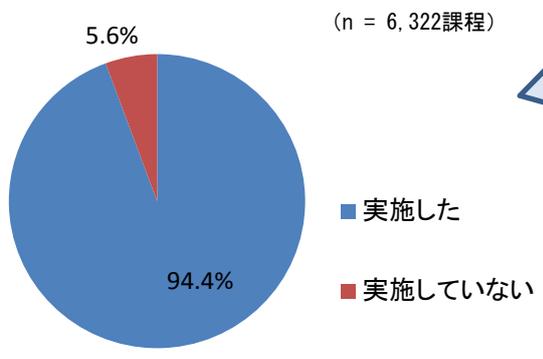
### (教育委員会における取組)

- 高校生向け副教材も踏まえ、都道府県の定数やこれまでの投票率など選挙に関する情報も含めた高校生向けのパンフレットを作成し、全ての高等学校に配布する。
- 高校生向け副教材活用のための指導資料も踏まえ、模擬選挙を始めとした実践事例を盛り込んだ指導の手引きを作成する。
- 選挙管理委員会等を招くなどにより、全ての所管の高等学校から校長や担当教諭等を集め、政治や選挙等に関する指導についての研修会を実施する。
- モデル事業を実施し、研究指定校において授業実践の研究を行い、その成果を域内の高等学校に共有する。

# 主権者教育(政治的教養の教育)実施状況調査の結果概要

## ○平成27年度第3学年以上生徒(卒業生など)の状況について

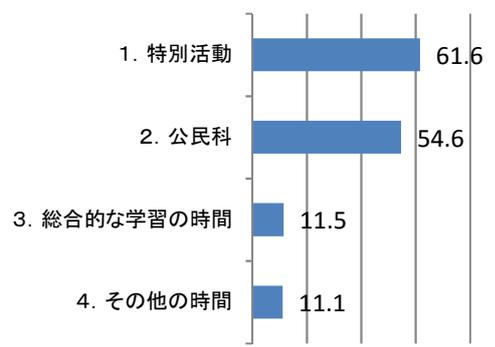
平成27年度第3学年以上の生徒における主権者教育の実施状況(全体)



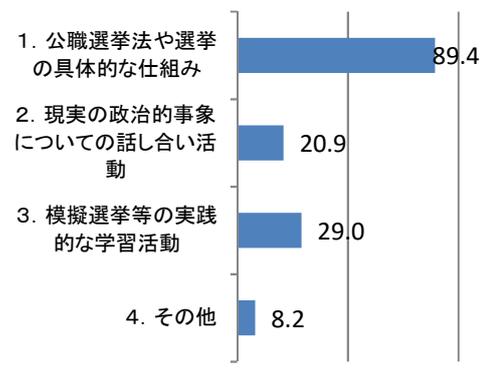
### <取組の内容について>

※実施した課程全体における割合。いずれも複数回答可。(単位: %)

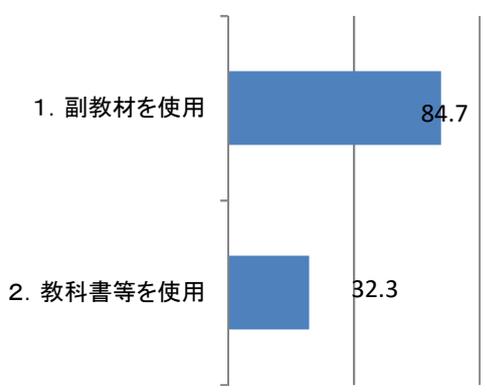
#### ①実施した教科等



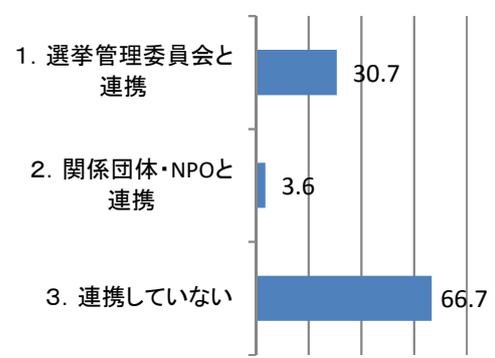
#### ②具体的な指導内容



#### ③教材の使用状況



#### ④指導に当たっての連携状況



※ 平成28年4月～5月にかけて全国全ての高等学校、特別支援学校高等部を対象に調査を実施

(写)

27文科初第1774号

平成28年3月29日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
附属学校を置く各国立大学長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学省初等中等教育局長

小松親次郎

(印影印刷)

公職選挙法の改正及び住所移転に伴う住民票の異動に係る  
周知啓発について（依頼）

標記について、「公職選挙法の一部を改正する法律」（平成28年法律第8号）（以下、「改正法」という。）が成立し、総務省から当省に対し、別添通知のとおり依頼がありました。

改正法により、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移転により、選挙人名簿に登録されないために投票をすることができない者が投票の機会を確保できるよう措置されることとなりました。

また、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要ですが、当該選挙人名簿の基となる住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でもあり、進学や就職等により引っ越しをした場合には、住民票異動の届出が必要です。

これらのことは、選挙権年齢の引下げによる新たな有権者であって、進学や就職等で引っ越しをする機会の多い18歳、19歳の年齢層には特に大きな影響を及ぼすもので

す。

住所が移転した場合には住民票の異動が必要であることについては、文部科学省が総務省と連携し作成した高校生向け副教材「私たちが拓く日本の未来」にも記述しているところですが、今後、高等学校等において政治的教養を育む教育を行うに当たっては、本改正も踏まえ、進学や就職等により住所の移転があった場合には、住民票の異動が必要であること等について、総務省作成の啓発資料も活用しつつ指導に努めていただくよう御配慮をお願いします。

なお、総務省作成の啓発資料の印刷物については、総務省から選挙管理委員会に対し配布されておりますので、必要に応じ、選挙管理委員会にお問合せいただくようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、各国立大学におかれては、その管下の学校に対して、御周知くださるようお願いいたします。

(参考)

総務省作成の啓発資料「今年の春、引っ越しされる方へ」

[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000405134.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000405134.pdf)

**【本件担当】**

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係

電話：03-5253-4111（内線2073）

E-mail：kyoiku@mext.go.jp

総行管第74号

平成28年2月29日

文部科学省生涯学習政策局長

有松 育子 様

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次郎 様

文部科学省高等教育局長

常盤 豊 様

総務省自治行政局選挙部長

大泉 淳一

住所移転に伴う住民票の異動及び公職選挙法の改正に係る周知啓発について（依頼）

選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要ですが、当該選挙人名簿の基となる住民基本台帳は、選挙人名簿のほか様々な行政サービスの基礎となる重要な情報でありますので、進学や就職等により引っ越しをした場合には、住民票異動の届出が必要であることについて、十分に周知を図る必要があります。

また、昨年成立した公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）により、選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、本年夏の参議院議員通常選挙から適用される見込みですが、このたび、選挙人名簿の登録制度の見直しを内容とする公職選挙法の一部を改正する法律（平成28年法律第8号）が成立し、国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移転により、選挙人名簿に登録されないために投票をすることができない者が、投票の機会を確保できるよう措置されました（別添1参照）。

今回の改正についても、選挙権年齢の引下げによる新たな有権者であって、進学や就職等で引っ越しをする機会の多い18歳、19歳の年齢層にとって、大きな影響を及ぼすものであるため、特にこれらの新有権者に対して十分に周知を図ることが重要となります。

つきましては、貴職所管の教育機関におきまして、大学等における入学時のオリエンテーションや高等学校等における主権者教育等の機会を通じ、引っ越しにより住所を移した場合には住民票異動の届出が必要であることと併せ、旧住所地で投票ができること及びその投票方法について、周知用資料（別添2）も活用しつつ、学生・生徒等に対する周知啓発にご協力いただきますようお願い申し上げます。

【連絡先】

総務省自治行政局選挙部管理課

担当 中倉

電話 03-5253-5574

## 公職選挙法改正案（選挙人名簿の登録制度の改正法案） 概要

### 改正の趣旨・目的

国政選挙の選挙権を有しているにもかかわらず、住所の移動と選挙人名簿の登録基準日との関係で選挙人名簿に登録されないために国政選挙の投票をすることができない者が、投票をすることができるようにする。

改正がなければ、例えば以下のような場合に問題となる（別紙参照）。

- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である17歳(※)の者が転出をし、新住所地において18歳(※)となったが、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合
- ・ 旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上である18歳(※)以上の者が選挙人名簿に登録される前に転出をし、新住所地における住民票の登録期間が3箇月未満である場合

※ 下記のとおり、選挙権年齢の18歳への引下げ法と同日に施行するため。

### 改正の概要

選挙人名簿の登録制度を改正して、旧住所地における住民票の登録期間が3箇月以上であり、そのまま住み続けていれば旧住所地において選挙人名簿へ登録されたであろう者で選挙人名簿に未登録のものについて、転出直後の定時登録・選挙時登録の際に、旧住所地において選挙人名簿への登録を行うこととする。

#### 1. 旧住所地である市町村における選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、現行の登録制度によるほか、当該市町村の区域内から住所を移した年齢満18年(※)以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等〔＝旧住所地の市町村〕の住民票が作成された日から引き続き3箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後4箇月を経過しないものについて行う。

※ 下記のとおり、選挙権年齢の18歳への引下げ法と同日に施行するため。

#### 2. 施行期日

この法律は、選挙権年齢の18歳への引下げ法の施行の日から施行し、住所を移した者の選挙人名簿の登録は、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）に係る選挙時登録から行う予定である。

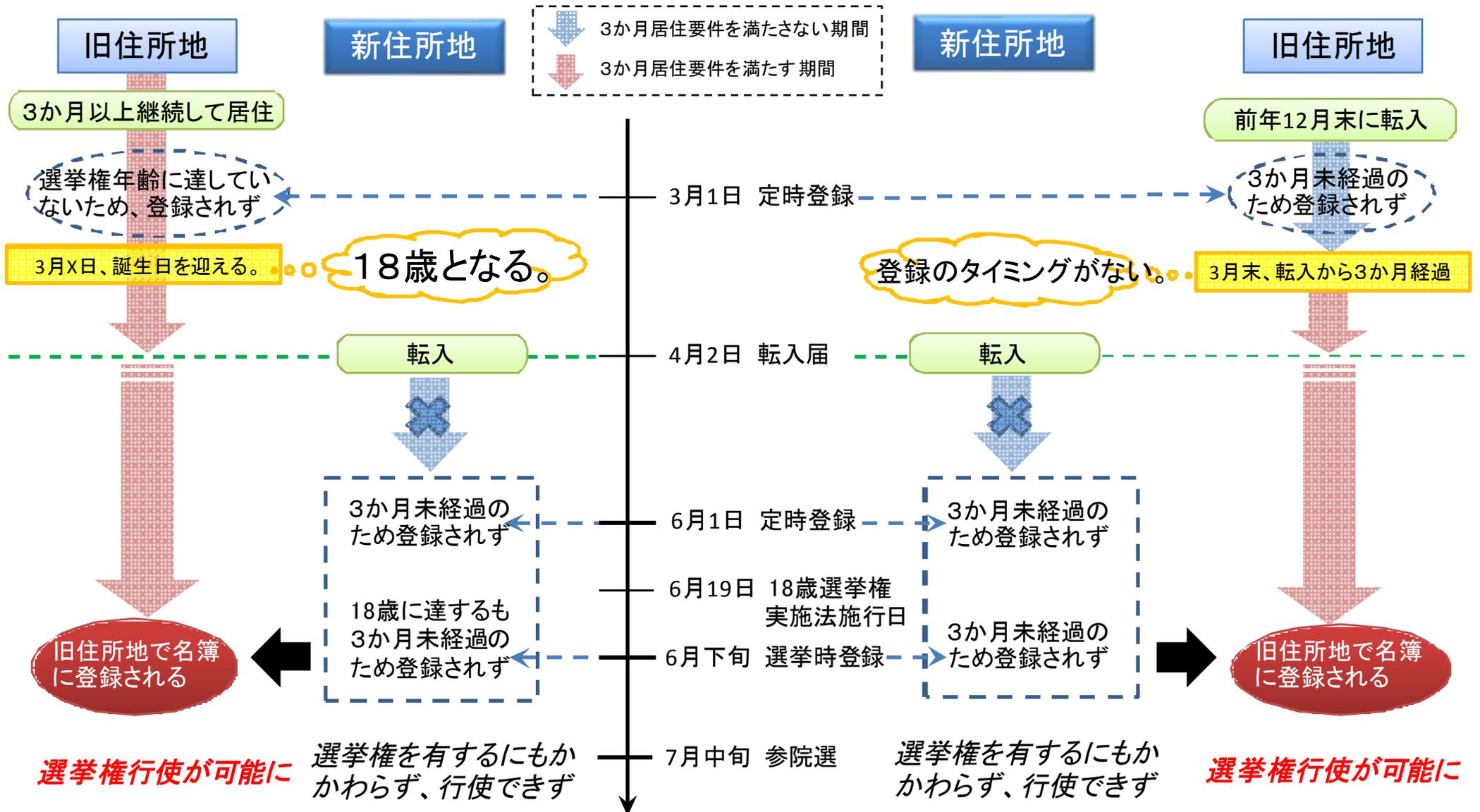
# 選挙人名簿の登録に関する公職選挙法の改正について

趣旨：選挙権を有しているにもかかわらず、選挙人名簿に登録されないために選挙権を行使できない、以下のようなケースを救済すること。

※ 選挙権年齢の18歳への引下げ法の施行日から施行する。

ケース① 3月に18歳となる者が、4月に転居し、7月の参院選の選挙時登録に間に合わないケース

ケース② 3箇月以上同一市町村に居住しているが、登録日のタイミングで新旧両住所地の選挙人名簿に登録されないケース



## 今年の春、引っ越しされる方へ

進学や就職などに伴い、実家を離れる方は、引っ越し先の市区町村へ住民票を移す必要があります！



# 進学や就職などで引っ越したら 住民票を移しましょう！

上下水道やゴミ処理、道路・公園の整備など、住民生活に欠かせない役割は、住んでいる市区町村が担っています。

今年の夏の参議院選挙は、選挙権年齢の引下げにより、18歳、19歳の皆さんも投票できる見込みですが、選挙権を行使するためにも忘れずに住民票を移しましょう！

### 今年の春に引っ越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

しかし、今年の春に引っ越しをする場合、今年の夏の参議院選挙に、新住所地で投票することができない可能性があります。

### 安心してください！引っ越しても旧住所地で投票することができます！

今回、公職選挙法が改正されたことによって、新しく有権者となる18歳、19歳の方が今年の春に引っ越しても、旧住所地に3カ月以上住んでいた場合、夏の選挙には旧住所地で投票できます！

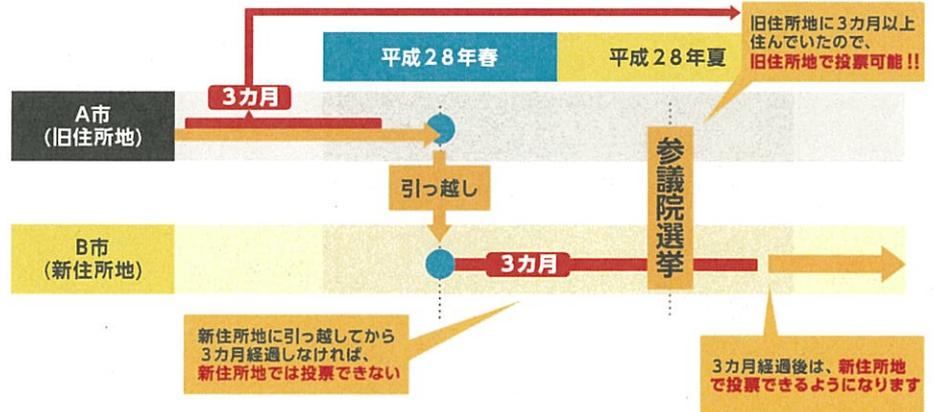
# Q 引っ越して3カ月経ってないけど、投票するにはどうしたらいいの？

## 旧住所地で投票できます！

投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票することができます。

また、投票日前でも、旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。

※新住所地で投票するためには、新住所地に転入届をした日から参議院選挙の公示日（選挙期日の少なくとも17日前）前日までに3カ月以上住んでいる必要があります。



# Q 旧住所地に行けない場合はどうしたらいいの？

## 不在者投票という方法があるんです！

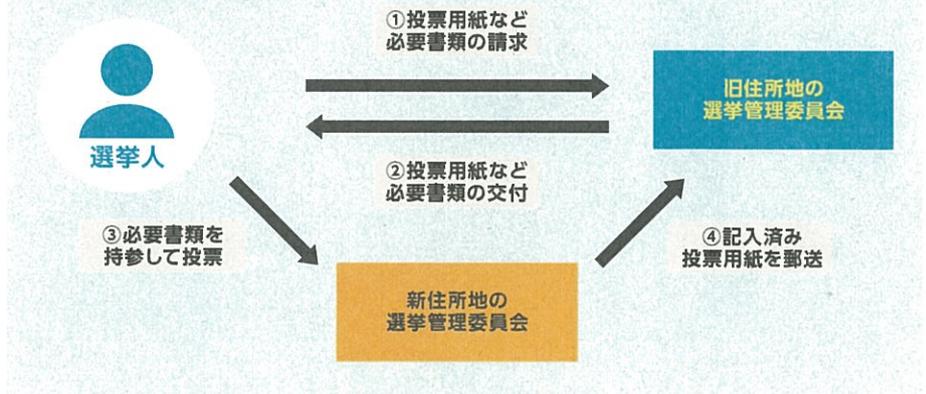
選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合は、不在者投票という制度を活用することができます。

### 不在者投票の手続

- 1 旧住所地の市区町村の選挙管理委員会に、直接または郵便等で投票用紙など必要な書類を請求します。
- 2 交付された投票用紙などを持参して、新住所地市区町村の選挙管理委員会に出向きます。

【注意】不在者投票は、書類のやりとりを郵送で行うため、手続きに時間がかかりますので早めに請求してください。

### 不在者投票の流れ



※不在者投票は、仕事や旅行などで、選挙期間中、現住所地以外の市区町村に滞在している方も、滞在先の市区町村の選挙管理委員会で行うことができます。  
※詳しくは市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

## 今年の夏の選挙へ、Let's投票!!

引っ越し先に住民票を移す際は、市区町村窓口での「マイナンバー通知カード」「マイナンバーカード」「住民基本台帳カード」の住所変更の届出もお忘れなく!



平成28年3月31日

## 「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめ ～主権者として求められる力を育むために～

### 1. 検討の背景

平成27年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、同年6月19日に公布された。改正法の成立に伴い、公職の選挙の選挙権を有する者の年齢が満18歳以上に引き下げられ、公布の日から起算して1年を経過した日(平成28年6月19日)後に初めて行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することとされた。

本改正法により、未来の日本の在り方を決める政治について、より多くの世代の声を反映することが可能となったが、一方で、これまで以上に、国家・社会の形成者としての意識を醸成するとともに、自身が課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むことが重要となっている。また、根拠を持って自分の考えを主張し説得する力を身に付けていくことが求められる。

このような状況を踏まえ、文部科学省では、平成27年11月9日に義家弘介文部科学副大臣の下に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、主権者に求められる力の養成(以下「主権者教育」という)に係る方策について、総務省へのヒアリングや主権者教育をテーマとした「車座ふるさとトーク」における教員、高校生、保護者を含む地域の方々などの意見を踏まえ、検討を行った。

### 2. 主権者教育の基本的な考え方について

本検討チームでは、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることとした。

このような主権者教育を進めるに当たっては、子供たちの発達段階に応じて、それぞれが構成員となる社会の範囲や関わり方も変容していくことから、学校、家庭、地域が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組を行うことが必要である。

また、取組を行うに当たっては、学校等のみならず、教育委員会等の地方公共団体の関係部署が、積極的な役割を果たすことも重要である。

### 3. 主権者教育の推進方策について

#### 【1】新たに選挙権を有することとなる生徒、学生に対する取組について

平成27年6月17日に成立した公職選挙法等の一部を改正する法律が施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙の公示日以後に公示・告示される選挙から、満18歳以上の者が選挙権を有することとなる。そのため、本改正により新たに選挙権を有することとなる生徒、学生が在籍する高等学校、大学等において、政治参加意識の促進や制度等の周知啓発がより一層充実するよう、以下の取組を行う。

##### ① 通知の内容の周知及び副教材「私たちが拓く日本の未来」を活用した計画的な指導の実施とその支援

「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」（平成27年10月29日 文部科学省初等中等教育局長通知）等を踏まえ、授業において現実の具体的な政治的事象を扱うことや、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を積極的に行うことを促す。

その際、高等学校等において、政治的な中立性を確保した上で、教育指導がなされるよう、同通知の内容や、教職員等の選挙運動の禁止事項等について、周知徹底を行う。

また、平成27年12月に全国の全ての国公立高等学校等に配布された副教材が有効に活用されるよう、今後、平成28年中に実態把握のための全校調査を行う。

さらに、優れた取組を行う高等学校等の指導方法等について調査・分析し、その結果を共有することにより指導の充実を図る。

##### ② 大学、専修学校等における取組事例等の周知

若年層の投票率の向上のため、入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生等への啓発活動や、選挙管理委員会等との連携による学生等が主体となった啓発活動など、各大学等において自主的な取組が進められている。このような取組の結果、学生等の意識や投票率の向上につながっている大学等もあることから、引き続き、大学等における取組事例を把握し、関連する制度改正と併せて積極的な周知を行う。

##### ③ 総務省や選挙管理委員会と連携した普及啓発の実施

生徒の意識や投票率の向上等の観点から、高等学校において効果的な普及啓

発がなされるよう、模擬投票などの出前授業の実施など、高等学校と選挙管理委員会との連携を促す。

また、平成28年度以降、文部科学省においても総務省と継続的な連携を図る。

大学、専修学校等において、キャンパス内における期日前投票所の設置や、選挙管理委員会におけるインターンシップ（投票・啓発事務への参画）を学生等に紹介・あっせんする取組など、学生等の政治参加意識の向上のための取組がより一層進められるよう大学等の取組を促す。特に、総務省においては、夏の参院選では大学等を含め利便性の高い場所等へ期日前投票所を積極的に設置できるよう、事務従事者数の増や選挙人名簿のオンライン対照等の設備に係る経費等について、法律上・予算上の措置を講じる予定としており、文部科学省においては総務省と協力しつつ、大学等と地域の選挙管理委員会との連携を促す。

## 【2】社会全体で主権者教育を推進する取組について

我が国の将来を担う子供たちに、国家・社会の形成者としての意識を育むためには、子供たちの発達段階に応じた社会の範囲（家族、家の近所、小中学校の校区など）の構成員の一人として、現実にある課題や争点について自らの問題として主体的に考え、判断するといった学習活動や具体的な実践・体験活動を学校、家庭、地域において実施していくことが必要である。

### （1）学校における主権者教育に係る指導の充実

#### ①高校における新科目「公共（仮称）」に関する検討

次期学習指導要領改訂について検討を行う中央教育審議会教育課程企画特別部会において、平成27年8月に論点整理がまとめられ、論点整理においては、高等学校の公民科における共通必修科目として、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む科目「公共（仮称）」の設置の検討が示された。また、学校段階を通じた学習の充実の観点から、小・中学校社会科についても検討の視点が示されたところ。この論点整理を踏まえ、「高等学校の地歴・公民科科目の在り方に関する特別チーム」等において専門的な観点から更なる検討を進める。

#### ②各教育段階における取組に対する支援・促進

子供たちに、自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせるためには、早い段階から、また、発達段階に応じて取組を進めていくことが必

要である。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、一人一人の幼児が、地域の人々と主体的に関わる中で、将来、社会の一員として活躍できる素地を養う観点から、指導方法等の在り方について調査研究を実施する。

また、小中高等学校の段階においては、児童生徒の社会参画の態度を育むため、社会で自立し、持続可能な社会の形成に参画するために必要となる具体的な内容を習得し、地域の抱える具体的な課題の解決に取り組む体験的・実践的な学習プログラムを開発し、その成果を普及する。

さらに、大学、専修学校等の段階においては、地域の課題等についての認識を深め、その課題の解決に向けて主体的に行動できる人材を育成するため、大学等と地方公共団体、企業、NPO法人等の連携・協働を図り、大学生等が主体となって行う地域の活動を促す。

## **(2) 学校、家庭、地域の連携・協働による子供たちの社会参画の機会の充実**

### **①地域住民参加型の多様な活動の実施や地域の多様な人材を構成員としたネットワークの構築**

国家・社会の形成者としての意識を醸成するためには、グローバルな視点で国家的な課題などを知ることと同様に、ローカルな視点で身近な社会の課題などを知ることでも地域を作り、支えるためには重要である。

身近な社会の課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識を育むためには、学校だけではなく、地域資源を活用した教育活動・体験活動や、子供が、地域行事などについて、単なる参加者ではなく、主催者の一人として参画し、主体的に関わる機会などを意図的に創出していくことが必要である。

そのため、平成28年1月に文部科学省が発表した「次世代の学校・地域創生プラン」でも掲げられている「学校を核とした地域の創生」などの観点を踏まえ、土曜日の教育活動、放課後子供教室、学びによるまちづくり、親子で参加・参画する地域活動などの地域学校協働活動や、社会奉仕活動などの体験活動において、より多くの地域住民が参画した発展的な活動が実施されるよう、地域と学校との連携・協働体制を構築する。また、こうした地域学校協働活動等が多様かつ継続的なものとなるよう、退職教職員や教員志望の大学生などの地域における多様な人材を活用するとともに、それぞれの活動を個別に支援するだけでなく、コーディネート機能を強化し、連携・協働型の取組の推進を図る。

## ②子供の生活習慣づくりの推進

子供たちが家庭において、基本的な生活習慣や社会的なマナーを習得し、自立心を養うことができるよう必要な家庭教育環境の整備を進める。また、子供たちが構成員としてお手伝いなどの役割を担い家族の一員として主体的に家庭生活に参画する取組を進める。

# 主権者教育の推進に関する検討チーム 中間まとめ 概要

## 背景

- ・選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これまで以上に、**子供の国家・社会の形成者としての意識を醸成**するとともに、**課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えを作っていく力を育むこと等が重要**となっている。
- ・このような状況を踏まえ、文部科学省では、平成27年11月9日に義家文部科学副大臣の下に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、検討を行った。

## 基本的な考え方

検討チームでは、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるのみならず、**主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を発達段階に応じて、身に付けさせるものと設定。**

## 1. 新たに選挙権を有することとなる生徒、学生に対する取組

### 推進方策①

- ・「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」等を踏まえた**実践的な教育活動を促進。**
- ・平成28年中に、副教材「**私たちが拓く日本の未来**」の活用状況について全校調査及び優れた取組を行う**高等学校等の指導方法等に関する調査**により、指導を充実。

### 推進方策②

大学や専修学校等において、**入学時のオリエンテーション等の機会を通じた学生等への啓発活動や、選挙管理委員会等との連携による学生等が主体となった啓発活動に関する事例の周知。**

### 推進方策③

総務省や選挙管理委員会と連携した、**高等学校における出前授業の実施や、大学、専修学校等における期日前投票所の設置**など、生徒、学生等の政治参加意識を向上するための取組を促進。

## 2. 社会全体で主権者教育を推進する取組

### 推進方策④

次期学習指導要領改訂において、**主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む「公共（仮称）」の設置〈高等学校〉や、小中学校における社会科の在り方について検討。**

### 推進方策⑤

**幼児期から高等学校段階までにかけて、それぞれの発達段階において社会参画の態度を育むための指導方法の在り方や体験的・実践的な学習プログラムについて調査研究を実施。**

### 推進方策⑥

- ・学校、家庭、地域が連携・協働し、**地域資源を活用した教育活動・体験活動や、子供が主体的に関わる地域行事などの機会を創出。**
- ・地域における活動が多様かつ継続的なものとなるよう、**地域人材の活用促進、コーディネート機能強化。**

### 推進方策⑦

子供が家庭において、**基本的な生活習慣を身に付け、自立心を養うことができればよい家庭教育の環境整備を進めるとともに、家族の一員として、お手伝いなどの家庭生活に主体的に参画する取組を促進。**

## 小学校社会科における取組例

### 取組の概要

小学校社会科において、廃棄物の処理に関わる対策や事業に関する学習を通じて、地域社会の一員として、地域の人々の願いを実現するための、関心・意欲・態度を育む。

### 取組のねらい

廃棄物の処理に関わる対策や事業が地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っており、住みよい環境の中で、人々が健康的に暮らすために、自分自身は何ができるのかを考えることができるようにする。

### 取組内容

#### ○家庭から出るごみを把握する

家庭ごみの種類や量、その処理について観察し、ノートにまとめる。

#### ○ごみの処理について調べる

- ・ごみ収集に携わる人の苦労や工夫
- ・ごみ処理の仕組み
- ・リサイクル工場ではたらく人々の努力や工夫
- ・ごみの出ない循環する社会
- ・リサイクルされたごみの行方
- ・燃やされたごみの行方
- ・ごみを減らすための取組

#### ○ごみを減らすためにできることをまとめる

住みよい町にするために、自分たちにできることを考え、表現する。

## 中学校生徒会活動における取組例

### 取組の概要

- 生徒会が中心となり、学区内の生徒会同士が連携し、地域におけるボランティア活動を企画し、実施する。

### 取組のねらい

- 学区内39地区ごとの地区生徒会で地域ボランティア活動を企画し、地域に住む1人としての自覚を高め、ボランティア活動の大切さを実感する。また、地域に限らず、様々な場で生徒が自主的・主体的にボランティア活動に取り組むことができるようにする。

### 取組内容

- 生徒会本部が中心となり、地区生徒会長・副会長と話し合い、地区ごとにどのような活動ができるか検討する。
- 「地域に貢献し隊」を発足させ、学区内39地区ごとに話し合い活動を行い、自分たちができるボランティア活動は何かを考える。
- 夏季休業期間中に、道路のゴミ拾いや地区公民館の清掃等、自分たちで計画したボランティア活動を実施する。
- 地域の方から、「地域に貢献し隊」に関わる話を聞いた上で、反省や改善点を確認したり、他地区の活動内容を知り、今後の活動について話し合いを行う。

## <政治参加意識の向上に向けた大学における取組事例>

# 松山大学の取組

### ①キャンパス内に期日前投票所を設置

松山市選挙管理委員会と連携し、平成25年7月の参議院選挙において、大学内(松山大学文京キャンパス)に全国初となる期日前投票所を設置。以降の選挙においても同様の取組を行い、若者の投票率向上に貢献。

#### 【期日前投票所を設置した選挙】

- ・平成25年7月 参議院議員通常選挙
- ・平成26年4月 松山市議会議員選挙
- ・平成26年11月 愛媛県知事選挙・松山市長選挙
- ・平成26年12月 衆議院議員総選挙
- ・平成27年4月 愛媛県議会議員選挙



### ②学生スタッフ「選挙コンシェルジュ」の活躍

松山市選挙管理委員会が、投票促進活動に「若者(大学生)の視点」を取り入れようと、松山市議会議員選挙を前にした平成26年2月に大学生スタッフ「選挙コンシェルジュ」を認定。主に若年層の投票率向上をめざし、選挙啓発に取り組んでいる。

#### 【主な選挙コンシェルジュの活動】

- ・選挙CM作成(市内ストリートビジョン、選管公式HP及びFacebookでも放映)
- ・選挙公報をPRするための「選挙カフェ」の設置
- ・大学内での街頭啓発活動
- ・大学期日前投票所の設営補助
- ・上記の活動などを市選管facebookや自身のSNSで拡散



## 取組の成果

### ★平成26年4月の松山市議会議員選挙後の松山大学生のアンケート結果★

- 投票率: **64%** (20代前半の松山市の平均は27%) ※松山市有権者のみ集計
- 選挙公報に目を通した割合: 19% → **39%に上昇**  
※市議選前のアンケート結果(学生60人程度)との比較
- 大学内への期日前投票所の設置は、選挙や政治への関心を高める効果がある、どちらかといえば効果があると思う **90%**

### ★20代前半の投票率★

#### ○平成25年7月参議院議員選挙

他の年代は市・県・国ともにすべての年代が下がるなか、松山市の

20代前半は **+2.72**ポイント

#### ○平成26年4月松山市議会議員選挙

ほとんどの年代の投票率が下がるなか、20代前半は **+0.63**ポイント

# 鹿児島大学の取組

【キーワード】

○鹿児島大学と鹿児島市の連携協定

○大学生による主体的な選挙啓発組織の支援

## ①大学生が行う模擬投票を用いた授業(県明推協)(\*27年7月にも実施)



事前に模擬選挙公報を配布し、より選挙に近い雰囲気をつくる

鹿児島県知事模擬選挙を実施(候補者は県選挙管理委員会と連携をした学生による選挙啓発サークル「STEP」のメンバー)  
選挙演説→開票作業→当選を受けての演説  
\*すべて学生が模擬投票に関わる

## ②地域青年と学生の話し合い学習

\*「かごしま教育未来会議」の開催

大学生が中心となって、地域社会の青年たちとともに、鹿児島島のまちづくりについて考える会を開催。

\*地域青年の話し合いに大学生たちが、SNSを利用して意見にコメントをしたり、直接質問を行うなど、会議に参加。

中央のスクリーンにSNSを用いた学生の意見が映し出される



## 大学生の主体的な選挙への関わりを促進

## ③大学生による選挙啓発「選挙コンシェルジュ鹿児島」(鹿児島市選管)



選挙啓発のCMを作成(桜島編・市役所編)▶学生が企画・編集  
→市のHPと動画サイトなどにアップ



選挙マナーを啓発するための5か条を作成

\*「若者の集まる場所での啓発」

→大型商業施設や鹿児島中央駅付近、学食など



鹿児島市選挙管理委員会が選挙コンシェルジュ鹿児島を任命

報道機関との連携

## ④大学による期日前投票所の設置(鹿児島大学)

2015年4月8,9日の2日間で実施。

選挙事務としても大学生たちが参加。

投票所の設置から、投票所周辺での啓発作業まですべてを行う。



\*投票者数は628名

学生だけでなく、大学職員や大学の地域住民、大学OBOGなど、様々な人が利用する。



\*投票所は、大通りに面した場所に設置し、地域の人たちにも分かりやすい場所に設置

## 大学生への選挙啓発を地域社会全体で支援する体制づくり

メディア・選管・大学・地域社会・行政・大学教職員など

## 鹿児島大学における選挙啓発の取組

- 模擬投票の実施については、鹿児島県・鹿児島市選挙管理委員会、大学生の選挙啓発組織、明るい選挙推進協議会などとの広い連携によって行っている。
- 選管職員や明るい選挙推進協議会、地域の活動にふれることで、選挙や政治に対する関心を高める。
- 学生が選挙教育に主体的に参画するための系統的な実践を重視する。
- 学生のキャンパスライフは「生活実現の場＝政治と生活をつなぐ場」である。

## 【取組の成果】

- 大学における選挙教育の授業実践モデルの提起→学生による模擬投票
- 平成26年度に鹿児島市選管が行った鹿児島大学の学生(約300名)への調査のなかで、約80%が大学構内の期日前投票所を利用したいと述べていた。→期日前投票所の実現へ(投票数628名:2日間)
- 大学生による主体的な選挙啓発組織の創設へ  
→選挙コンシェルジュ鹿児島・かごしま教育未来会議実行委員会など



\*大型商業施設・鹿児島中央駅・中央食堂など若者が集まる場所における啓発活動

# 四日市大学の取組

## 取組の概要

四日市市においても、若年層の投票率は他の世代に比して低い傾向がある。こうした状況を打破しようと、学生たちが自分たちの世代(若者世代)の投票率の向上を目指して2010年12月に始めた活動が四日市市選挙啓発学生会「ツナガリ」である。グループ名の「ツナガリ」には、若者と選挙のツナガリ、選挙で選ばれる代表とのツナガリ、次の世代・未来へのツナガリなどの思いが込められている。啓発に使う資材は、四日市市選挙管理委員会の予算で用意いただき、定期的に、政治学担当の教員および四日市市選挙管理委員会事務局職員を交えたミーティングも行い、若年層の投票率の向上のための効果的な方策を検討し、実践している。



ツナガリ

## これまでの主な活動① ー大学祭での啓発ー

- ・大学祭ステージでの啓発
- ・大学祭での模擬投票の実施  
オリジナルタンブラー「選挙にイッタンブラー」をプレゼントすることで、多くの模擬投票参加者を確保。



## これまでの主な活動② ーキャッチコピーの作成ー

四日市市選挙管理委員会との合同会議において、学生からのアイデアにもとづき「投票でみせる街への愛着度♡」と決定。選挙管理委員会も、このキャッチコピーを使って啓発活動を実施している。



## これまでの主な活動③ ー飲食店とのタイアップー

メンバーの顔写真入りオリジナル投票啓発ポスターを作製し、若者に人気の飲食店や、若手経営者が経営する飲食店に掲示を依頼。



## これまでの主な活動④ ーFacebookページの開設ー

四日市市選挙管理委員会と協力して若者の利用の多いSNSで、選挙や投票に関する情報を発信。



## これまでの主な活動⑤ ーバレンタイン啓発ー

選挙をチョコっとでも意識してもらいたいと考え、中高生のボランティア団体ユナイテッドチルドレンと協力して、バレンタインデーとホワイトデーに、啓発メッセージを入れたチロルチョコを街頭で配布した。ヴェロタクシー(自転車タクシー)を啓発に使ったことで、多くの若者も足を止めてくれた。



## 専修学校における主権者教育（事例）

### <専門学校>

#### ◆学校法人野上学園 神戸ブレイメン動物専門学校（兵庫県）※

ホームルームの時間を利用してワークショップを実施。あるテーマについて、候補者となった複数の生徒が主張・意見を述べ、他クラスの生徒が模擬投票を行ったり、「投票に行くこと」をテーマに賛成派・反対派に分かれてディベートを行ったりするなど、投票の重要性などを理解させる取り組みを実施

#### ◆学校法人赤塚学園 タラ美容専門学校（鹿児島県）

選挙投票の啓発のため、新成人となった学生を対象に、鹿児島市選挙管理委員会による講話を実施するとともに、各学校学生代表者が投票の宣誓を行うなどの啓発活動を実施

#### ◆学校法人未来学舎 未来ビジネスカレッジ（長野県）

専門学校のキャンパス内に、長野県職員と学校職員が協力して、期日前投票の方法を記載した「期日前投票解説パネル」を設置し、投票を呼びかける活動を実施

#### ◆公益財団法人東京YMCA 東京YMCA医療福祉専門学校（東京都）※

地元の選挙管理委員会が実施する選挙（投票）に生徒が参加・協力。投票所の開設から、投票の立ち合い、開票作業に至る一連の作業に携わることで、選挙における一票の重要性、主権者としての権利意識を醸成

### <高等専修学校>

#### ◆学校法人柏木学園 大和商业高等専修学校（神奈川県）

生徒会選挙の実施に際し、大和市選挙管理委員会から借りた本物の投票箱や記載台を使用して実施（大和市選挙管理委員会では、選挙を身近に感じ、関心を深めるきっかけづくりとして投票箱や記載台の貸し出しを行っている。）

（※は団体の実態調査。その他は学校ホームページから転載）

# 地域学校協働活動として期待される取組事例

## 生徒が高齢者福祉施設の訪問や 地域の行事に参加し、地域貢献している事例

宮崎県都城市  
(山田中学校)

### 取組の概要・特色

- ☆ 平成18年度の発足当初より主に地域のボランティア活動に尽力している。  
主な活動は
  - ・総合的な学習の時間を活用したキャリア教育へのサポート  
(福祉施設訪問、疑似体験活動(車いす体験)、職場体験学習 等)
  - ・生徒が学校の行事やお祭りなど地域の行事へ積極的に参加
  - ・ゲストティーチャーにおける授業の協力
  - ・土曜学習会における補充学習支援 等
- ☆ コミュニティ・カレンダーの作成や社会福祉協議会との連携を強めることで高齢者福祉施設訪問など多くの支援ができるよう工夫している
- ☆ 様々な学校の教育活動を機能的・実践的にしていくため、PTA関係者や学校関係者(校務分掌に位置づけ)も参画して活動内容等を検討している



【高齢者福祉施設を訪問している様子】



【かかし村まつりにて演劇に参加している様子】

### 取組の成果

- 保護者や地域住民による学校支援活動が、学校との連携に関する認識の深まりから、より活性化してきている
- 生徒が地域の行事に積極的に参加したり地域の人材が学校の教育活動に参画することにより、生徒が地域貢献をしている。

# 学校・家庭・地域の連携協働 による主権者教育（事例）

## 【1】親子参加行事

### ◆「親の学習」講座～参加体験型学習～

＜埼玉県 三郷市教育委員会青少年課、青少年育成市民会議＞

- ・平成19年度に埼玉県が開発した「『親の学習』プログラム集」などを活用し、「座学」ではなく「参加型学習」を基本とした様々な保護者の学習機会を提供。
- ・その中で親が子の立場、子が親の立場で考えたり、親子の良好な交流を図ることを目的として親子合同講座を実施。

### ◆「だんぼの部屋」～学校の中に居場所作り～

＜新潟県 南魚沼市家庭教育支援チーム＞

- ・子育て経験者やPTA関係者、民生児童委員などの地域人材によるチームを結成し、様々な家庭教育支援を実施。
- ・小学校の空き教室を活用して、子供や保護者などが気軽に立ち寄れる居場所を作り、親子ものづくり教室、料理教室など楽しみながら交流を図る機会を提供。

## 【2】お手伝いなどの子供の生活習慣づくりの推進

### ◆「生活マナーカード」による生活習慣改善

＜茨城県 筑西市立大村小学校＞

- ・児童の基本的な生活習慣の確立を図るため、毎月1週間「生活マナーカード」（「早寝早起き」、「朝ごはん」、「挨拶」、「外遊び」、「無言清掃」、「家での手伝い」、「週のめあて」）を活用した自己評価（3段階○△×）を実施。
- ・「マナーカード」での振り返りをもとに、児童に対して担任・保護者が励ましのコメントを入れることで、児童のやる気を育て、学校と家庭のみんなで見守る体制を構築。

### ◆「新」家庭教育宣言

＜福岡県 PTA連合会＞

- ・家庭において親子で相談しながら、基本的な生活習慣に関する努力目標を宣言し、その実現について家族ぐるみで取組を促進。
- ・具体的な取組事項例として、「早寝早起き朝ごはん」、「ノーメディア」、「あいさつ・言葉遣い・マナーUP」、「家の手伝い」、「親子で読書」などの取組を実施。

平成28年6月13日

## 「主権者教育の推進に関する検討チーム」最終まとめ ～主権者として求められる力を育むために～

### 1. 「主権者教育の推進に関する検討チーム」中間まとめについて

文部科学省では、平成27年11月に義家弘介文部科学副大臣の下に「主権者教育の推進に関する検討チーム」を設置し、主権者に求められる力の養成（以下「主権者教育」という。）に係る方策について検討を進め、本年3月31日に中間まとめを公表した。

本検討チームでは、主権者教育の目的を、単に政治の仕組みについて必要な知識を習得させるにとどまらず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を身に付けさせることとした。

中間まとめでは、このような主権者教育を進めるに当たっては、子供たちの発達段階に応じて、それぞれが構成員となる社会の範囲や関わり方も変容していくことから、学校、家庭、地域が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組を行うことの必要性とともに、取組を行うに当たっては、学校等のみならず、教育委員会等の地方公共団体の関係部署が、積極的な役割を果たすことを基本的な考え方とした。

また、主権者教育の推進方策として、

- ・平成27年6月19日に成立した公職選挙法等の一部を改正する法律の施行に伴い、新たに選挙権を有することとなる生徒、学生が在籍する高等学校、大学等において、政治参加意識の促進や周知啓発がより一層充実するための取組や、
  - ・子供たちの発達段階に応じた社会の範囲（家族、家の近所、小中学校の校区など）の構成員の一人として、現実にある課題や争点について自らの問題として主体的に考え、判断するといった学習活動や具体的な実践・体験活動を学校、家庭、地域など社会全体で主権者教育を推進する取組
- について、推進方策を示したところである。

## 2. 中間まとめ公表後の取組について

### (1) 関係機関への周知について

全国の教育委員会や大学等に対して中間まとめの策定について通知を発出し、その内容や各学校段階や家庭・地域における取組事例の周知を行い、学校、家庭、地域それぞれにおいて、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を育むための教育や啓発活動等についての取組を促した。

また、文部科学省と総務省において、大学等や各都道府県選挙管理委員会に対し、大学等のキャンパス内における期日前投票所の設置の検討、住民票の異動、旧住所地での投票に関する周知啓発について、協力依頼を行った。

### (2) 主権者教育実施状況調査について

文部科学省では、中間まとめを踏まえ、全ての高等学校等を対象に副教材「私たちが拓く日本の未来」の活用状況の把握も含め、昨年度の卒業生における主権者教育の実施状況や、本年度の実施計画について、その状況を調査した。

その結果、昨年度の卒業生については、90%を超えるほとんどの学校において特別活動や公民科を中心に主権者教育が行われ、副教材についても積極的に活用された状況が見られた。

しかしながら、年度途中で指導計画の変更が困難であった、指導方法・内容について検討が必要であったなどの理由から、主権者教育を実施していないと答えた学校も見受けられた。

また、現在の在校生に対しても、特に3年生に対しては95%を超えるほぼ全ての学校が主権者教育に取り組む予定としており、年間2~4時間若しくはそれ以上の時間数で主権者教育に取り組むこととしている学校が多く見られた。

さらには、教育委員会において学校の支援も行われ、教育委員会からの報告によれば別添のような特徴的な学校の取組も見られるところである。

## 3. 主権者教育を推進するための今後の取組の方向性について

主権者教育実施状況調査の結果を踏まえ、各種会議等において今後の計画的な実施や関係機関との更なる連携の推進について周知啓発を図るとともに、通信制課程や特別支援学校における主権者教育の具体的な指導方法や本調査において収集した各学校の優れた取組について、詳細な情報を調査研究し、その結果を公表することによって各学校の更なる充実を促す。また、次期学習指導要

領改訂について検討を行う中央教育審議会において、主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む高等学校の新科目「公共（仮称）」の検討を進める。さらに、同審議会で議論されている「深い学び」「対話的な学び」「主体的な学び」のアクティブ・ラーニングの三つの視点に立って学び全体を改善することは、先に述べた「社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担うことができる力を養う」という主権者教育の目的にも資するものであり、その一層の推進を図ることが期待される。

加えて、主権者教育は、主権者として求められる能力を育むだけでなく、地域への愛着や誇りを持ち、ふるさとに根付く子供たちを育てるなど、地域の振興・創生の観点からも重要である。

社会全体で主権者教育の推進を図るためには、学校だけではなく、基本的な生活習慣・生活能力を身に付け、実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場として、家庭や地域も主権者教育の担い手としての役割を果たす必要がある。このため、地域学校協働活動や体験活動を充実させていくとともに、特別支援学校において、スポーツ・文化・教育活動の全国的な祭典（Specialプロジェクト2020）を開催するなど、多くの地域住民の参画を促すことにより社会全体として子供たちの学びや成長を支える活動を推進する。

今後、文部科学省では、主権者教育実施状況調査の結果等も踏まえ、本検討チームの中間まとめで示した学校、家庭、地域における推進方策を着実に実行に移すととともに、主権者教育を推進していくに当たって、引き続き総務省や公益財団法人明るい選挙推進協会等と連携した取組を進めることとする。また、地方公共団体においても、総合教育会議の活用をはじめ、首長、教育委員会、選挙管理委員会などの様々な部局と公民館、自治会などの地域の関係施設や団体が連携し、主権者教育に関する多様な取組が展開できるよう促していきたい。

(別添)

## 各都道府県における主権者教育に関する特徴ある取組例

- 模擬選挙を行った上で、他の世代（お年寄り、子育て世代等）の立場にたった論議をグループでするなど多面的・多角的な考察を進める取組を行った学校。（東京都）
- 各家庭で政治的教養を育むためにどのようなことができるかを考える生徒と保護者が参加した学年行事を行った学校。（山梨県）
- 議会事務局と連携し、府議会議員（正副議長、広報委員会委員）を講師とする府議会主催の出前講座を実施し、議員による講義や高校生と議員による意見交換を行った学校。（大阪府）
- 専門家の知見を生かした講義（税務署の職員に消費税や軽減税率について出前講座）を受けた後、「軽減税率の導入」についてディベートを行った学校。（埼玉県）
- 大学と連携して主権者教育を実施。行政学を専攻する大学教授による講演と日本への留学生を含めたパネルディスカッションを実施。（札幌市）
- 弁護士会所属の3人が市長候補となって政見演説を行う模擬選挙を実施。投票後、弁護士及び選挙管理委員会職員が講評。（千葉市）
- 県外の大学生等の協力を得て、被選挙権年齢の引き下げの是非について討論型の授業を実施。（島根県）

# 主権者教育の推進プロジェクト

平成28年6月13日

- 文部科学省では「主権者教育の推進のための検討チーム」(主査:義家弘介文部科学副大臣)の最終まとめを踏まえ、単に政治の仕組みについて必要な知識の習得のみならず、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜く力や地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担う力を育む主権者教育を推進。
- 主権者教育の推進に当たっては、子供たちの発達段階に応じ、学校、家庭、地域が互いに連携・協働し、社会全体で多様な取組が実施できるよう各種推進方策を実施。

文部科学省・総務省・明推協等の連携

地域学校連携活動、Specialプロジェクト2020、常時啓発などの取組を通じて主権者教育を推進



## 幼稚園等

将来、社会の一員として活躍できる素地を養う観点から、指導方法等の在り方に関する調査研究を実施



## 小学校・中学校 高等学校等

- 次期学習指導要領改訂において、高等学校において主体的な社会参画に必要な力を実践的に育む「公共(仮称)」の設置や、小中学校における社会科の在り方について検討
- 社会参画の態度を育むための体験的・実践的な学習プログラムの開発



## 家庭・地域(公民館の活用、自治会との連携等)

- 地域資源を活用した教育活動・体験活動や、子供が主体的に関わる地域行事などの機会を創出
- 地域における活動が多様かつ継続的なものとなるよう、地域人材の活用促進、コーディネート機能を強化
- 基本的な生活習慣を身に付け、自立心を養うことができるよう家庭教育の環境整備、お手伝いなどの家庭生活に主体的に参画する取組を促進



## 地方公共団体

総合教育会議の活用をはじめ、教育委員会と選挙管理委員会等の他部局が連携し、地域における主権者教育を推進(地域行事や出前講座の実施など)



## 大学等

- 入学時のオリエンテーション等を通じた学生への啓発活動
- キャンパス内における期日前投票所の設置
- 地域の関係団体等と連携し、地域の課題解決にむけ主体的に行動する人材の育成



子供たちの発達段階に応じ、学校・家庭・地域が主権者教育を推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の  
改善及び必要な方策等について（平成28年12月21日中央教育審議会答申）  
（「主権者教育」「公共」関連部分抜粋）

## 第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

### 5. 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力

（主権者として求められる資質・能力）

- 議会制民主主義を定める日本国憲法の下、民主主義を尊重し責任感をもって政治に参画しようとする国民を育成することは学校教育に求められる極めて重要な要素の一つであり、18歳への選挙権年齢の引下げにより、小・中学校からの体系的な主権者教育の充実を図ることが求められている。
- また、主権者教育については、政治に関わる主体として適切な判断を行うことができるようになることが求められており、そのためには、政治に関わる主体としてだけでなく広く国家・社会の形成者としていかに社会と向き合うか、例えば、経済に関わる主体（消費者等としての主体を含む）等として適切な生活を送ったり産業に関わったりして、社会と関わるようになることも前提となる。
- こうした主権者として必要な資質・能力の具体的な内容としては、国家・社会の基本原則となる法やきまりについての理解や、政治、経済等に関する知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力である（別紙5参照）。これらの力を教科横断的な視点で育むことができるよう、教科等間相互の連携を図っていくことが重要である。
- これらの力を育んでいくためには、発達段階に応じて、家庭や学校、地域、国や国際社会の課題の解決を視野に入れ、学校の政治的中立性を確保しつつ、例えば、小学校段階においては地域の身近な課題を理解し、その解決に向けて自分なりに考えるなど、現実の社会的事象を取り扱っていくことが求められる。
- その際、専門家や関係機関の協力を得て実践的な教育活動を行うとともに、現実の複雑な課題について児童生徒が課題や様々な対立する意見等を分かりやすく解説する新聞や専門的な資料等を活用することが期待される。
- また、主権者教育については、家庭・地域との連携が重要であり、例えば投票に対する親しみを持たせるために、公職選挙法改正により全国で可能となったいわゆる子連れ投票の仕組みを生かして保護者が児童生徒を投票所に同伴したり、児童生徒と地域の課題について話し合ったりすることや、地域の行事などで児童生徒が主体的に取り組む機会を意図的に創出していくことが期待される。

## 第2部 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

### 2. 社会、地理歴史、公民

#### ②教育内容の改善・充実

##### i) 科目構成の見直し

(公民科の科目構成)

- 公民科の科目構成を見直し、家庭科、情報科や総合的な探究の時間等と連携して、現代社会の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、古今東西の知的蓄積を踏まえて習得するとともに、それらを活用して自立した主体として、他者と協働しつつ国家・社会の形成に参画し、持続可能な社会づくりに向けて必要な力を育む共通必修科目としての「公共」を設置し、選択履修科目として「倫理」及び「政治・経済」を設置する。その際、現行の選択必修科目「現代社会」については、科目を設置しないこととする。
- 共通必修科目である「公共」については、(1)②で示した資質・能力を踏まえつつ、次の三つの大項目で構成する。

- ・ 第一には、自立した主体とは、孤立して生きるのではなく、他者との協働により国家や社会など公共的な空間を作る主体であるということを学ぶとともに、古今東西の先人の取組、知恵などを踏まえ、社会に参画する際の選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論を、また、公共的な空間における基本的原理（民主主義、法の支配等）を理解し、以降の大項目の学習につなげることが適当である。
- ・ 第二には、小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、第一で身に付けた資質・能力を活用して現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として自ら見いだすとともに、話し合いなども行い考察、構想する学習を行うことが適当である。

その際、例えば、政治参加、職業選択、裁判制度と司法参加、情報モラルといった各主体ならでの題材を取り上げるとともに、指導のねらいを明確にした上で、各主体の相互の有機的な関連が求められる。例えば、財政と税、消費者の権利や責任、多様な契約などの題材を取り扱うことが適当である。

また、これらの主体となる個人を支える家族・家庭や地域等にあるコミュニティを基盤に、自立した主体として社会に参画し、他者と協働することの意義について考えさせることが求められる。

- ・ 第三には、前二つの学習を踏まえて、持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けて、諸課題の解決に向けて構想する力、合意形成や社会参画を視野に入れながら、構想したことの妥当性や効果、実現可能性などを指標にして議論する力などを育むことをねらいとして、現実社会の諸課題、例えば、公共的な場づくりや安全を目指した地域の活性化、受益と負担の均衡や世代間の調和が取れた社会保障、文化と宗教の多様性、国際平和、国際経済格差の是正と国際協力などを探究する学習を行う構成とすることが適当である。

また、これを発展的に学習する選択履修科目として「倫理」、「政治・経済」を位置付ける。

- なお、これらの地理歴史科や公民科の各科目においては、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察し、事実を客観的に捉え、公正に判断することを妨げることのないよう留意するとともに、客観的かつ公正な資料に基づいて指導するよう留意することが必要である。

## ii) 教育内容の見直し

- 社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想する力を養うためには、現行学習指導要領において充実された伝統・文化等に関する様々な理解を引き続き深めつつ、将来につながる現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。具体的には、日本と世界の生活・文化の多様性の理解や、地球規模の諸課題や地域的な諸課題の解決について、例えば、我が国の固有の領土について地理的な側面や国際的な関係に着目して考えるなど、時間的・空間的など多様な視点から考察する力を身に付けるなどのグローバル化への対応、持続可能な社会の形成、情報化等による産業構造の変化やその中での起業、防災・安全への対応や周囲が海に囲まれ、多くの島々からなる海洋国家である我が国の国土の様子、主権者教育において重要な役割を担う教科として選挙権年齢の18歳への引き下げに伴い財政や税、社会保障、雇用、労働や金融といった課題への対応にも留意した政治参加、少子高齢化等による地域社会の変化などを踏まえた教育内容の見直しを図ることが必要である。
- 小学校社会科においては、世界の国々との関わりや政治の働きへの関心を高めるよう教育内容を見直すとともに、自然災害時における地方公共団体の働きや地域の人々の工夫・努力等に関する指導の充実、少子高齢化等による地域社会の変化や情報化に伴う生活や産業の変化に関する教育内容を見直すなどの改善を行う。
- 中学校社会地理的分野においては、「世界の諸地域の学習」において地球規模の課題等を主題として取り上げた学習を充実させるとともに、防災・安全教育に関して空間情報に基づく危険の予測に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

同じく歴史的分野においては、我が国の歴史的事象に間接的な影響を与えた世界の歴史の学習についても充実させるとともに、民主政治の来歴や人権思想の広がりなどの動きを取り上げるなどの改善を行う。

更に公民的分野においては、防災情報の発信・活用に関する指導、情報化など知識基盤社会化による産業や社会の構造的な変化やその中での起業に関する扱い、選挙権年齢引き下げに伴う政治参加等に関する指導を充実させるなどの改善を行う。

# 主権者として必要な力を育む教育のイメージ

## 教科等横断的な視点から教育課程を編成

＜主権者として必要な資質・能力＞

社会の基本原理となる法やきまりについての理解を前提に、政治的主体、経済的主体等やその複合的な主体に必要な知識を習得させるのみならず、事実を基に多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や、課題の解決に向けて、協働的に追究し根拠をもって主張するなどして合意を形成する力、よりよい社会の実現を視野に国家・社会の形成に主体的に参画しようとする力

【幼児教育】 きまりの大切さに気付き守ろうとする／地域の人々などに親しんだり、地域の催しや公共施設など生活に関係の深い情報や施設などに興味や関心をもつ

【生活科】 集団や社会の一員として自分の役割や行動の仕方について考え、安全で適切な行動ができる／自分と身近な人々及び地域の様々な場所、公共物などのかかわりに関心をもち、地域の良さに気づき、愛着をもつ

家庭・地域と連携した主権者教育の推進

身近な地域社会との関わり

国家及び社会における現実の具体的事象との関わり

【社会・地歴・公民】 身近な地域の観察や調査、見学などの体験的な活動、模擬選挙、模擬裁判等の実践的活動の推進

【家庭科】 生涯の生活を設計するための意思決定／近隣の人々との関わり、幼児との触れ合い、高齢者など地域の人々との関わりを通じた幼児・高齢者理解の推進

「法やきまり」に係る理解や考察・構想等

- 日本国憲法における国民としての権利及び義務【小・社会】
- 法やきまりの意義【小・道徳】

等

↓

- 現代社会をとらえる見方・考え方【中・社会】
- 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則【中・社会】
- 法やきまりの意義、規律ある安定した社会の実現【中・道徳】
- 公正、公平、社会正義、社会参画、公共の精神【中・道徳】

等

↓

- 公共的な空間における人間としての在り方・生き方【高・公民】
- 公共的な空間における基本的原理【高・公民】

等

「政治や経済」に係る理解や考察・構想等

- 地方公共団体や国の政治の働き【小・社会】
- 我が国の農業や水産業、工業生産、情報産業【小・社会】
- 身近な消費生活と環境（物や金銭の使い方と買い物）【小・家庭】

等

↓

- 民主政治と政治参加【中・社会】
- 市場の働きと経済（金融の仕組みや働き、雇用と労働条件等を含む）
- 国民の生活と政府の役割（社会保障の充実を含む）【中・社会】
- 世界平和と人類の福祉の増大【中・社会】
- 身近な消費生活と環境（消費者の基本的な権利と責任）【中・技術・家庭】
- 環境に配慮した消費生活【中・技術・家庭】

等

↓

- 現代の民主政治と政治参加の意義【高・公民】
- 現代の経済社会と経済活動の在り方【高・公民】
- 現実社会の諸課題（財政と税、消費者の権利や責任、多様な契約、社会保障、国際平和等を含む）【高・公民】
- 生活における経済の計画と消費【高・家庭】
- 生涯の生活設計【高・家庭】

等

「自発的・自治的な活動」に係る理解や思考・判断等【特別活動等】

- 学級活動・児童会活動を通じた集団の一員としてよりよい学校づくりへの参画【小・特別活動】
- 学校行事でボランティア活動などの体験活動【小・特別活動】

等

↓

- 学級活動・生徒会活動を通じた集団や社会の一員としてよりよい学校づくりへの参画【小・特別活動】
- 学校行事で職場体験やボランティア活動などの体験活動【中・特別活動】

等

↓

- ホームルーム活動・生徒会活動を通じた集団や社会の一員としてよりよい学校づくりへの参画【小・特別活動】
- 学校行事で職場体験やボランティア活動などの体験活動【高・特別活動】

等

【総合的な学習の時間】 地域の教材を活用しながら、地域の特色に応じた課題についての学習活動（小・中・高）

【特別の教科 道徳】 様々な集団の中で自分の役割を自覚して集団生活の充実に努める／社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもつてよりよい社会の実現に努める（小・中）

国家及び社会の形成者として主体的に参画しようとする資質・能力の育成

## 「主権者教育」に関する学習指導要領（平成29、30年告示）の主な記述（抜粋）

## ○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

## 社会

## 第2 各学年の目標及び内容

## 〔第3学年〕

## 2 内容

(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。

## 3 内容の取扱い

(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

## 2 内容

(4) 市の様子の移り変わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。

## 3 内容の取扱い

(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ イの(ア)の「公共施設」については、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げること。その際、租税の役割に触れること。

## 〔第4学年〕

## 2 内容

(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 飲料水，電気，ガスを供給する事業は，安全で安定的に供給できるよう進められていることや，地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。

(イ) 廃棄物を処理する事業は，衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや，生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の(2)については，次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)及び(イ)については，現在に至るまでに仕組みが計画的に改善され公衆衛生が向上してきたことに触れること。

## 2 内容

(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(イ) 処理の仕組みや再利用，県内外の人々の協力などに着目して，廃棄物の処理のための事業の様子を捉え，その事業が果たす役割を考え，表現すること。

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の(2)については，次のとおり取り扱うものとする。

オ イの(イ)については，社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに，ごみの減量や水を汚さない工夫など，自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。

## 2 内容

(3) 自然災害から人々を守る活動について，学習の問題を追究・解決する活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 地域の関係機関や人々は，自然災害に対し，様々な協力をして対処してきたことや，今後想定される災害に対し，様々な備えをしていることを理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 過去に発生した地域の自然災害，関係機関の協力などに着目して，災害から人々を守る活動を捉え，その働きを考え，表現すること。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の(3)については，次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(ア)及びイの(ア)の「関係機関」については，県庁や市役所の働きなどを中心に上げ，防災情報の発信，避難体制の確保などの働き，自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。

## 〔第5学年〕

### 2 内 容

(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ウ) 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。

### 3 内容の取扱い

(5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。

イ アの(ウ)及びイの(ウ)については、大気の汚染、水質の汚濁などの中から具体的事例を選択して取り上げること。

## 〔第6学年〕

### 2 内 容

(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ア アの(ア)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や租税の役割などについて扱うこと。その際、イの(ア)に関わって、国民としての政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。

イ <中略>また、「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。

### 2 内 容

(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化などの取組の中から選択して取り上げることを。

## 2 内 容

(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。

(イ) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。

### 3 内容の取扱い

(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。

エ イの(ア)の「国会」について、国民との関わりを指導する際には、各々の国民の祝日に関心をもち、我が国の社会や文化における意義を考慮することができるよう配慮すること。

## ○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

### 社会

## 第2 各分野の目標及び内容

### 〔歴史的分野〕

#### 2 内容

##### B 近世までの日本とアジア

###### (1) 古代までの日本

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

###### (ア) 世界の古代文明や宗教のおこり

世界の古代文明や宗教のおこりを基に、世界の各地で文明が築かれたことを理解すること。

#### 3 内容の取扱い

(3) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア <中略>また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。

#### 2 内容

##### C 近現代の日本と世界

###### (1) 近代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

###### (ア) 欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き

欧米諸国における産業革命や市民革命，アジア諸国の動きなどを基に，欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。

#### 3 内容の取扱い

(4) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)のアの(ア)の「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり，現代の政治とのつながりなどと関連付けて，アメリカの独立，フランス革命などを扱うこと。

#### 2 内容

##### C 近現代の日本と世界

###### (2) 現代の日本と世界

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付ける

ことができるよう指導すること。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 日本の民主化と冷戦下の国際社会

冷戦，我が国の民主化と再建の過程，国際社会への復帰などを基に，第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。

### 3 内容の取扱い

(4) 内容のCについては，次のとおり取り扱うものとする。

イ (2)のアの(ア)の「我が国の民主化と再建の過程」については，国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるようにすること。その際，男女普通選挙の確立，日本国憲法の制定などを取り扱うこと。

## 〔公民的分野〕

### 2 内容

B 私たちと経済

(1) 市場の働きと経済

対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(イ) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し，表現すること。

### 3 内容の取扱い

(3) 内容のBについては，次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)については，次のとおり取り扱うものとする。

(イ) (略) イの(イ)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」については，仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること。

### 2 内容

B 私たちと経済

(2) 国民の生活と政府の役割

対立と合意，効率と公正，分業と交換，希少性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて，次のような思考力，判

断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して，国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

## 2 内容

### C 私たちと政治

#### (1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(イ) 民主的な社会生活を営むためには，法に基づく政治が大切であることを理解すること。

(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重，国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し，表現すること。

## 2 内容

### C 私たちと政治

#### (2) 民主政治と政治参加

対立と合意，効率と公正，個人の尊重と法の支配，民主主義などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。

(イ) 議会制民主主義の意義，多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。

(エ) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際，地方公共団体の政治の仕組み，住民の権利や義務について理解すること。

イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて，次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 民主政治の推進と，公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

## 2 内 容

### D 私たちと国際社会の諸課題

#### (1) 世界平和と人類の福祉の増大

対立と合意，効率と公正，協調，持続可能性などに着目して，課題を追究したり解決したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには，国際協調の観点から，国家間の相互の主権の尊重と協力，各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際，領土（領海，領空を含む。），国家主権，国際連合の働きなど基本的な事項について理解すること。

### 3 内容の取扱い

(5) 内容のDについては，次のとおり取り扱うものとする。

ア (1)については，次のとおり取り扱うものとする。

(ア) アの(ア)の「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で，国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることの理解を通して，それらを尊重する態度を養うように配慮すること。また，「領土（領海，領空を含む。），国家主権」については関連させて取り扱い，我が国が，固有の領土である竹島や北方領土に関し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや，尖閣諸島をめぐる解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。「国際連合をはじめとする国際機構などの役割」については，国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。

## ○高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

### 公民

#### 第1 公共

##### 2 内容

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 政治参加と公正な世論の形成，地方自治，国家主権，領土（領海，領空を含む。），我が国の安全保障と防衛，国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に，よりよい社会は，憲法の下，個人が議論に参加し，意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) アの(イ)から(ウ)までの事項について，法，政治及び経済などの側面を関連させ，自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し，合意形成や社会参画を視野に入れながら，その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを，論拠をもって表現すること。

##### 3 内容の取扱い

(3) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

カ 内容のBについては，次のとおり取り扱うものとする。

(オ) アの(イ)の「政治参加と公正な世論の形成，地方自治」については関連させて取り扱い，地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の涵養に向けて，民主政治の推進における選挙の意義について指導すること。〈後略〉

#### 第3 政治・経済

##### 2 内容

A 現代日本における政治・経済の諸課題

(1) 現代日本の政治・経済

個人の尊厳と基本的人権の尊重，対立，協調，効率，公正などに着目して，現代の諸課題を追究したり解決に向けて構想したりする活動を通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 政治と法の意義と機能，基本的人権の保障と法の支配，権利と義務との関係，議会制民主主義，地方自治について，現実社会の諸事象を通して理解を深めること。

イ 次のような思考力，判断力，表現力等を身に付けること。

(ア) 民主政治の本質を基に，日本国憲法と現代政治の在り方との関連について多面的・多角的に考察し，表現すること。

(イ) 政党政治や選挙などの観点から，望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方について多面的・多角的に考察，構想し，表現すること。

### 3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

ウ 内容のAについては，次のとおり取り扱うものとする。

(ウ) (1)のAの(ア)の「政治と法の意義と機能，基本的人権の保障と法の支配，権利と義務との関係」については関連させて取り扱うこと。その際，裁判員制度を扱うこと。また，私法に関する基本的な考え方についても理解を深めることができるよう指導すること。

(オ) (1)のイの(ア)の「民主政治の本質」については，世界の主な政治体制と関連させて取り扱うこと。

(カ) (1)のイの(イ)の「望ましい政治の在り方及び主権者としての政治参加の在り方」については，(1)のイの(ア)の「現代政治の在り方」との関連性に留意して，世論の形成などについて具体的な事例を取り上げて扱い，主権者としての政治に対する関心を高め，主体的に社会に参画する意欲をもたせるよう指導すること。

## 小学校

## 主権者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

本資料は、小学校学習指導要領における「主権者に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。各学校においては、それぞれの教育目標や児童の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご利用ください。

総則	第2の2 <p>(2) 各学校においては、児童や学校、地域の実態及び児童の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。</p>
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	社会科	特別の教科 道徳	特別活動
(第3学年)	(3) 地域の安全を守る働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 施設・設備などの配置、緊急時への備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(7)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよいう配慮すること。〕</p> <p>(4) 市の様子の移り変わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違いに着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(7)の「公共施設」については、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げること。その際、租税の役割に触れること。〕</p></p>	第2 <p>C 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>〔規則の尊重〕</p> <p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。</p> <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。</p> <p>〔公正、公平、社会正義〕</p> <p>(第1学年及び第2学年)</p> <p>自分の好き嫌いとらわれないで接すること。</p> <p>(第3学年及び第4学年)</p> <p>誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。</p> <p>〔勤労、公共の精神〕</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。</p> <p>〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中で自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。</p>	第2 <p>(学級活動)</p> <p>2</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p> <p>イ 学級内の組織づくりや役割の自覚</p> <p>学級生活の充実や向上のため、児童が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。</p> <p>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現</p> <p>イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解</p> <p>清掃などの当番活動や係活動等の自己の役割を自覚して協働することの意義を理解し、社会の一員として役割を果たすために必要となることについて主体的に考えて行動すること。</p>
(第4学年)	(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(4) 処理の仕組みや再利用、県内外の人々の協力などに着目して、廃棄物の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(4)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよいう配慮すること。〕</p> <p>(3) 自然災害から人々を守る活動について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。</p> <p>〔※アの(7)及びイの(7)の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、自衛隊など国の機関との関わりを取り上げること。〕</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。</p></p>	(第3学年及び第4学年) <p>誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。</p> <p>〔勤労、公共の精神〕</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。</p> <p>〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕</p> <p>(第5学年及び第6学年)</p> <p>先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中で自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。</p>	(児童会活動) <p>2</p> <p>(1) 児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営</p> <p>児童が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。</p>
(第5学年)	(2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(4) 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>〔※イの(7)及び(4)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕</p> <p>(7) 生産物の種類や分布、生産量の変化、輸入など外国との関わりなどに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(4) 生産の工程、人々の協力関係、技術の向上、輸送、価格や費用などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(3) 我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(4) 工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。</p> <p>(4) 貿易や運輸は、原材料の確保や製品の販売などにおいて、工業生産を支える重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(4) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>〔※イの(7)及び(4)については、消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕</p> <p>(7) 工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(4) 製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(4) 我が国の産業と情報との関わりについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(4) 大量の情報や情報通信技術の活用は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。</p> <p>(4) 聞き取り調査をしたり映像や新聞などの各種資料で調べたりして、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>〔※アの(4)及びイの(4)については、情報や情報技術を活用して発展している販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げること。その際、産業と国民の立場から多角的に考えて、情報化の進展に伴う産業の発展や国民生活の向上について、自分の考えをまとめることができるよう配慮すること。〕</p> <p>(7) 情報を集め発信するまでの工夫や努力などに着目して、放送、新聞などの産業の様子を捉え、それらの産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(4) 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、情報を生かして発展する産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 関係機関や地域の人々の様々な努力により公害の防止や生活環境の改善が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>〔※イの(4)及び(7)については、国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよいう配慮すること。〕</p></p></p></p>	(第5学年及び第6学年) <p>2</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕の行事</p> <p>勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>	(学校行事) <p>2</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕の行事</p> <p>勤労の尊さや生産の喜びを体得するとともに、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p>
		第3 <p>2</p> <p>(6) (略) また、児童の発達の段階や特性等を考慮し、例えば、社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、それらの解決に寄与しようとする意欲や態度を育てるよう努めること。(略)</p>	第3 <p>1</p> <p>(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、児童が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。</p> <p>2</p> <p>(1) 学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、指導内容の特質に応じて、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。</p>
			主権者として理解しておくことが求められる現代的課題（例）（消費者の役割）
			家庭科
	(第5学年及び第6学年)		
	C 消費生活・環境		
	(1) 物や金銭の使い方と買物		
	ア 次のような知識及び技能を身に付けること。		
	(7) 買物の仕組みや消費者の役割が分かり、物や金銭の大切さと計画的な使い方について理解すること。		
	〔※(1)のアの(7)については、売買契約の基礎について触れること。〕		
	(4) 身近な物の選び方、買い方を理解し、購入するために必要な情報の収集・整理が適切にできること。		
	イ 購入に必要な情報を活用し、身近な物の選び方、買い方を考え、工夫すること。		

# 主権者に関する教育（現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容）

中学校

本資料は、中学校学習指導要領における「主権者に関する教育」について育成を目指す資質・能力に関連する各教科等の内容のうち、主要なものを抜粋し、通覧性を重視して掲載したものです。各学校におかれては、それぞれの教育目標や生徒の実態を踏まえた上で、本資料をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

総則	第2の2 (2) 各学校においては、生徒や学校、地域の実態及び生徒の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生かした教育課程の編成を図るものとする。
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

社会科	特別の教科 道徳						
<p>(公民的分野)</p> <p>B 私たちと経済</p> <p>(2) 国民の生活と政府の役割</p> <p>対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。</p> <p>(イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。</p> <p>イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 市場の動きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>C 私たちと政治</p> <p>(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則</p> <p>対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。</p> <p>(イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。</p> <p>(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 民主政治と政治参加</p> <p>対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。</p> <p>(イ) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。</p> <p>(ウ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。</p> <p>〔※(2)のアの(ウ)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。〕</p> <p>(I) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。</p> <p>イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>(地理的分野)</p> <p>C 日本の様々な地域</p> <p>(4) 地域の在り方</p> <p>空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。</p> <p>(イ) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 地域の在り方を、地域の結び付きや地域の変容、持続可能性などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>(歴史的分野)</p> <p>B 近世までの日本とアジア</p> <p>(1) 古代までの日本</p> <p>課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 世界の古代文明や宗教のおこり</p> <p>世界の古代文明や宗教のおこりを基に、世界の各地で文明が築かれたことを理解すること。</p> <p>〔※(略)また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。〕</p> <p>C 近現代の日本と世界</p> <p>(1) 近代の日本と世界</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き</p> <p>欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。</p> <p>〔※(1)のアの(7)の「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて、アメリカ〕の独立、フランス革命などを扱うこと。〕</p> <p>(イ) 議会政治の始まりと国際社会との関わり</p> <p>自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを基に、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的な地位が向上したことを理解すること。</p> <p>(ウ) 第一次世界大戦前後の国際情勢と大衆の出現</p> <p>第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを基に、第一次世界大戦後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 工業化の進展と政治や社会の変化、明治政府の諸改革の目的、議会政治や外交の展開、近代化がもたらした文化への影響、経済の変化の政治への影響、戦争に向かう時期の社会や生活の変化、世界の動きと我が国との関連などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(7)から(ウ)までについて近代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 現代の日本と世界</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(7) 日本の民主化と冷戦下の国際社会</p> <p>冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを基に、第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。</p> <p>〔※(2)のアの(7)の「我が国の民主化と再建の過程」については、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したことに気付かせるように〕すること。その際、男女普通選挙の確立、日本国憲法の制定などを取り扱うこと。〕</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 諸改革の展開と国際社会の変化、政治の展開と国民生活の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(7)及び(イ)について現代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<p>第2</p> <p>C. 主として集団や社会との関わりに関すること</p> <p>〔遵法精神、公德心〕</p> <p>法やまじりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。</p> <p>〔公正、公平、社会正義〕</p> <p>正義と公平さを重んじ、誰に対しても公平に接し、差別や偏見のない社会の実現に努めること。</p> <p>〔社会参画、公共の精神〕</p> <p>社会参画の意識と社会連帯の自覚を高め、公共の精神をもってよりよい社会の実現に努めること。</p> <p>〔勤労〕</p> <p>勤労の尊さや意義を理解し、将来の生き方について考えを深め、勤労を通じて社会に貢献すること。</p> <p>〔よりよい学校生活、集団生活の充実〕</p> <p>教師や学校の人々を敬愛し、学級や学校の一員としての自覚をもち、協力し合ってよりよい校風をつくるとともに、様々な集団の意義や集団の中での自分の役割と責任を自覚して集団生活の充実に努めること。</p> <p>〔郷土の伝統と文化の尊重、郷土を愛する態度〕</p> <p>郷土の伝統と文化を大切にし、社会に尽くした先人や高齢者に尊敬の念を深め、地域社会の一員としての自覚をもって郷土を愛し、進んで郷土の発展に努めること。</p> <p>〔我が国の伝統と文化の尊重、国を愛する態度〕</p> <p>優れた伝統の継承と新しい文化の創造に貢献するとともに、日本人としての自覚をもって国を愛し、国家及び社会の形成者として、その発展に努めること。</p> <p>第3</p> <p>(6) (略) また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。(略)</p> <p>特別活動</p> <p>第2</p> <p>(学級活動)</p> <p>2</p> <p>(1) 学級や学校における生活づくりへの参画</p> <p>ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決</p> <p>学級や学校における生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図り、実践すること。</p> <p>イ 学級内の組織づくりや役割の自覚</p> <p>学級生活の充実や向上のため、生徒が主体的に組織をつくり、役割を自覚しながら仕事を分担して、協力し合い実践すること。</p> <p>(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現</p> <p>イ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成</p> <p>社会の一員としての自覚や責任をもち、社会生活を営む上で必要なマナーやルール、働くことや社会に貢献することについて考えて行動すること。(生徒会活動)</p> <p>2</p> <p>(1) 生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営</p> <p>生徒が主体的に組織をつくり、役割を分担し、計画を立て、学校生活の課題を見だし解決するために話し合い、合意形成を図り実践すること。(学校行事)</p> <p>2</p> <p>(5) 勤労生産・奉仕的行事</p> <p>勤労の尊さや生産の喜びを体得し、職場体験活動などの勤労観・職業観に関わる啓発的な体験が得られるようにするとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるようにすること。</p> <p>第3</p> <p>1</p> <p>(1) 特別活動の各活動及び学校行事を見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己実現に資するよう、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性、多様な考えを認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。</p>						
<p>主権者として理解しておくことが求められる現代的課題(例)〔科学技術の利用の在り方〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>理科</th> <th>技術・家庭科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(第1分野)</p> <p>(7) 科学技術と人間</p> <p>ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p> </td> <td> <p>(技術分野)</p> <p>A 材料と加工の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>B 生物育成の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>C エネルギー変換の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>D 情報の技術</p> <p>(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>主権者として理解しておくことが求められる現代的課題(例)〔消費者としての責任ある消費行動〕</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術・家庭科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(家庭分野)</p> <p>C. 消費生活・環境</p> <p>〔※(1)及び(2)については、内容の「A 家族・家庭生活」又は「B 衣食住の生活」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。〕</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>〔※(1)については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの(7)については、クレジットなどの三者〕間契約についても扱うこと。〕</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</p> <p>(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。</p> <p>(2) 消費者の権利と責任</p> <p>ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p> </td> </tr> </tbody> </table>		理科	技術・家庭科	<p>(第1分野)</p> <p>(7) 科学技術と人間</p> <p>ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p>	<p>(技術分野)</p> <p>A 材料と加工の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>B 生物育成の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>C エネルギー変換の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>D 情報の技術</p> <p>(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p>	技術・家庭科	<p>(家庭分野)</p> <p>C. 消費生活・環境</p> <p>〔※(1)及び(2)については、内容の「A 家族・家庭生活」又は「B 衣食住の生活」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。〕</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>〔※(1)については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの(7)については、クレジットなどの三者〕間契約についても扱うこと。〕</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</p> <p>(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。</p> <p>(2) 消費者の権利と責任</p> <p>ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p>
理科	技術・家庭科						
<p>(第1分野)</p> <p>(7) 科学技術と人間</p> <p>ア 日常生活や社会と関連付けながら、次のことを理解するとともに、それらの観察、実験などに関する技能を身に付けること。</p> <p>(イ) 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>⑦ 自然環境の保全と科学技術の利用</p> <p>自然環境の保全と科学技術の利用の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることが重要であることを認識すること。</p>	<p>(技術分野)</p> <p>A 材料と加工の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と材料と加工の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>B 生物育成の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展と生物育成の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>C エネルギー変換の技術</p> <p>(3) これからの社会の発展とエネルギー変換の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p> <p>D 情報の技術</p> <p>(4) これからの社会の発展と情報の技術の在り方を考える活動などを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。</p> <p>イ 技術を評価し、適切な選択と管理・運用の在り方や、新たな発想に基づく改良と応用について考えること。</p>						
技術・家庭科							
<p>(家庭分野)</p> <p>C. 消費生活・環境</p> <p>〔※(1)及び(2)については、内容の「A 家族・家庭生活」又は「B 衣食住の生活」の学習との関連を図り、実践的に学習できるようにすること。〕</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>〔※(1)については、中学生の身近な消費行動と関連を図った物資・サービスや消費者被害を扱うこと。アの(7)については、クレジットなどの三者〕間契約についても扱うこと。〕</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</p> <p>(イ) 売買契約の仕組み、消費者被害の背景とその対応について理解し、物資・サービスの選択に必要な情報の収集・整理が適切にできること。</p> <p>イ 物資・サービスの選択に必要な情報を活用して購入について考え、工夫すること。</p> <p>(2) 消費者の権利と責任</p> <p>ア 消費者の基本的な権利と責任、自分や家族の消費生活が環境や社会に及ぼす影響について理解すること。</p> <p>イ 身近な消費生活について、自立した消費者としての責任ある消費行動を考え、工夫すること。</p>							

# 公民科の新しい必修科目「公共」について

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成するために

## A 公共の扉

社会に参画する自立した主体とは、地域社会などの様々な集団の一員として生きるとともに、他者との協働により当事者として国家・社会などの「公共的な空間」を作る存在であるということ学ぶとともに、そこで自分自身が様々な選択・判断をする際に手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解するようし、大項目B、Cの学習の基盤を養う

## B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

大項目Aの学習内容を活用して、現実社会の諸課題に関して設定する主題を多面的・多角的に考察・構想。その際、生徒の学習意欲を高めるよう、主題ごとに具体的な「問い」を立て、生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げて指導する

### 〔「法」「政治」「経済」などに関わる主題〕

- 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義、
- 政治参加と公正な世論の形成・地方自治、国家主権・領土(領海、領空を含む。)、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割、
- 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割・少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり(国際社会における貧困や格差の問題を含む。)

### 〔メディア・リテラシーの育成〕

主題学習に関連させて、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能、情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力(情報モラル含む)を身に付けるよう指導

大項目Bの学習では、世代間の協力、協働や自助・共助及び公助などによる社会的基盤の強化などと関連付けて学ぶとともに、防災情報の受信・発信など現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な活動を行ったりする。

## C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち(「公共」全体のまとめ)

持続可能な社会づくりに向けた役割を担う主体となることに向けて、地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成という観点から課題を見出し、その解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述するという学習活動を行う。

### 「公共」の授業で行うことが考えられる学習活動の例

思考実験、討論、ディベート、模擬選挙、模擬裁判、インターシッピングの事前・事後の学習など

### 関係する専門家・機関の例

選挙管理委員会、消費者センター、弁護士、NPO など